

Departmental Bulletin Paper / 紀要論文

祝日考

Über Feietag

手塚, 和男
Tezuka, Kazuo

三重大学教育学部研究紀要. 人文・社会科学. 1995, 46, p. 33-48.

<http://hdl.handle.net/10076/5422>

祝 日 考

手塚 和 男

Über Feiertag

Kazuo TEZUKA

はじめに

ルードルフ・スメントは、その「統合理論」と称される国家・憲法理論において、「国家的祝祭」および「政治的式典」は、国家の「統合過程のファクター」であり、「政治的シンボル」として、「歴史的現実的な価値内実を現わす」ものである、という。¹

さて、日本における祝祭日を考えるにあたって、まず明治国家が設けた祝祭日がそのことを明瞭に現わしているといえよう。すなわち、まず天皇誕生日を祝日とし、次いで神武天皇即位日を祝日としたことである。天皇誕生日は「天長節」とされ、神武天皇即位日は、後に「紀元節」とされたのである。国家がこれらの祝祭日を制定することの意味は、元号制度と同様に、「天皇が時間と空間を支配する」という考えとつながるものであるといえよう。祝祭日は「国民の生活リズムに大きな影響を与える」ものであり、これが「元号」と「同様な思想の上に立っていた」といえるだろう。²

日本では、大学、高等専門学校以外の教育公務員を除く公務員関係において、やっと土日も休日とすることになったのが、1992年のことである。³ また、小学校、中学校、高等学校関係でもその方向での試験的試みがなされている。⁴ 他方で、商業関係では、例えばドイツにおけるような、閉店法(Ladenschlußgesetz)がない現状である。そのため、家族生活において、生活のリズムが異なる場合も少なくない。

祝日に関していえば、ときおり臨時の休日となることもある。とりわけ、皇室に関係して、その冠婚葬祭に関連してこれまでも何度か休日となったことは、われわれの記憶に新しい。⁵

明治以降に設けられた祝祭日制度、休日制度を歴史的に振り返り、現在の「国民の祝日に関する法律」との関連性を検討することが、本稿の課題である。

I 明治憲法下における祝祭日の制定

1. 整備期（改暦まで）

まず、新国家成立後1872（明治5）年12月の改暦までに定められた祝日は、天皇誕生日の天長節と神武天皇即位日の2つであった。

明治天皇即位（1867年1月9日）後、翌1868（明治元）年8月26日の布告により、天皇の誕生を祝う天長節が9月22日（旧暦）と定められた。翌日、8月27日に即位式を挙げた明治天皇は、即位にともない、同年9月8日布告826号により「明治」と改元した。その時、同時に「一世一元の制」が定められた。⁶

1872（明治5）年11月15日布告344号により、神武天皇即位の年を紀元とし、即位日、1月29日を祝日とした。ここでは、神武天皇の即位が「紀元の起点」であり、「天皇が統治する日本国家の始原として、国をあげて祝うべき日」と考えられたのである。⁷

ところで、五節句廃止までの状況はどうであったか。1870（明治3）年太政官布告57号には、9日の祝日があった。すなわち、正月朔日（元旦）、正月15日（御吉書左義長の遺風）、3月3日（弥生節句）、5月5日（端午の節句）、7月7日（七夕節句）、7月15日（お盆：亡霊を祭る日であり又中元）、8月朔日（田実節句：農家では八朔といい、稲の実りを互いに祝う日）、9月9日（重陽の節句）、9月22日（明治天皇の天長節）の9日の祝日であった。⁸ したがって、この当時の祝日については、「旧慣による五節句が祝日中に織り込まれて」いたのである。⁹ なお、五節句には、人日（正月7日七草節句）がこれに加わっていた。

2. 確立期（改暦から小学校祝日大祭日儀式規程まで）

「皇紀」制定の8日後、1872（明治5）年11月23日布告359号により、太陽暦の採用が決められた。¹⁰ すなわち、天保暦法による明治5年12月3日を新暦の明治6年1月1日とすることが規定された。この改暦布告では、「来る12月1日、2日の両日」を「11月30日、31日」と定め、「この年の旧12月は全くこれを省いて削除し」、「同時に正月の号をやめて1月とよび、朔日をやめて1日とよぶことにした」のである。このような措置の目的は、「官吏の12月の月給を出さないための名目として12月という月はないということを宣言したかったのであろう」といわれている。しかし、これが問題となって、翌日、その取消が布告されることになった。¹¹ また、翌年（明治6年）は閏月のある年で、13カ月からなる1年であり、「俸給、諸給の支出額に比して12分の1を増加」しなければならない年であった。そして、「当時の国庫は種々の事情のため痛く窮乏を告げ、その平年の支出額すら甚だ困難を感じる程」財政上の問題が大であった。そのため「財政救済の大義名分」によって、「官吏の俸給は削減され」ることになった。つまり、「官吏は12月分の月給と翌年貰うはずであった閏月の月給は貰いそこなってしまった」のである。また、一般国民は「訳のわからない暦を急におしつけられ」ることになった。¹² さらに、明治改暦の重要な理由の一つは、「日本が、当時一日も早く欧米先進国に追随し、暦法を同じくして、文明開化国の仲間入りをせざるを得なかったということにあった」のである。¹³

改暦後の祭日祝日の制定は、「五節句の廃止」、「祝日」の改定、「休暇日」の制定、その拡充整備として展開された。

太陽暦を採用した改暦の直後、同1月4日太政官布告1号により、「五節ヲ廃シ祝日ヲ定ム」とされた。すなわち、「今般改暦ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廃シ 神武天皇即位日天長節ノ両日ヲ以テ自今祝日トス」ることになった。¹⁴ また、3日後の1月7日太政官布告2号では、「休暇」を次のように定めた。すなわち、「1月1日より3日迄、6月28日より30日迄、12月29日より31日迄毎月休暇是迄ノ通、但シ大ノ月ノ31日ハ休暇ニ非ス」と。なお、このうち6月の休暇については、それが実施される直前の1873（明治6）年6月23日太政官布告221号により、「本年第2号布告ノ内6月28日より30日迄ノ休暇ハ取消」ということになった。最近の立法（1985年）によるまでの公務員の年末年始の休暇についての慣行の源泉は、実にこの明治6年の布告2号にあったのである。¹⁵

神武天皇即位日は、1873（明治6）年3月7日太政官布告91号により、「紀元節」と改称さ

れた。同年7月20日太政官布告258号は、改暦にともない、天長節を「11月3日」と改め、同時に紀元節は、翌1874（明治7）年以降、「2月11日」に改定された。¹⁶

次いで、祭日祝日の「休暇日」が定められた。1873（明治6）年10月14日太政官布告344号により、「年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ム」ことになり、ここで8の祝祭日が定められた。すなわち、元始祭（1月3日）、新年宴会（1月5日）、孝明天皇祭（1月30日）、紀元節（2月11日）、神武天皇祭（4月30日）、神嘗祭（9月17日）、天長節（11月3日）、新嘗祭（11月23日）である。¹⁷ここに、祭日祝日としての皇室祭祀の整備拡充がはかられると同時に、それを「休暇日」とすることによって「單に皇室のみに留まらず、國家國民上下を通じて肅敬の至念を表示し、祝福の純情を披瀝すること」になったのである。¹⁸

1878（明治11）年6月5日太政官達23号「明治6年第344号布告休暇日へ春秋二季祭日追加」が出され、「春季皇霊祭 春分日；秋季皇霊祭 秋分日」が追加された。この追加により、合計10の祝祭日になったのである。¹⁹この追加は、神武天皇と前天皇を個別にして、他の歴代の皇霊の祭りが「仏教の彼岸にあたる春分日、秋分日の春秋両季皇霊祭に統合され、天皇が親祭すること」を意味していた。さらに、「天皇がみずから国民に祖先崇拜の範を垂れるとともに、皇室祭祀と伝統的な民間の祖先まつりが結びつけられること」を意味しているといえよう。²⁰

その後、祭日の変更があり、1879（明治12）年の太政官布告27号により、9月17日とされていた神嘗祭が、10月17日に改定された。それは、「稲の収穫期に合わせた」ものであった。²¹

以上の10のうち、祭日（7）祝日（3）で、明治年間における祭日祝日は「終始した」のである。²²すなわち、「祭」のついているのが祭日であり、新年宴会、紀元節、天長節が祝日である。このうち、「天皇の宗教的権威の根源をなす伝統的な新嘗祭」および「伊勢神宮の祭典を新たに皇室祭祀にとりいれた神嘗祭」の2祭以外のものは、すべて「新たに創案された祭」であることに注意する必要がある。²³これらは、1908（明治41）年9月18日の「皇室祭祀令」で集大成されることになる。これについては、後に述べよう。²⁴

このような「天皇の行事をその意味の中心におく祝祭日の設定」が目標としていたのは、「基礎の弱かった明治政府が、廃藩置県・秩禄処分・地租改正という一連の困難な政治経済改革をすすめる過程で、思想面でも統一支配者としての天皇の権威を高め、全国民の天皇のもとへの帰一（一君万民）」ということであった²⁵、といえよう。有泉教授の研究によれば、「明治20年代前半に、すでに畿内先進地帯農村には太陽暦・祝祭日が習俗のなかに浸透しつつあった」と認められ、「日露戦争以後では、祝祭日に休業にする村が圧倒的に多くなってきている」と指摘されている。²⁶祝祭日の浸透過程において、大きな役割を果たしたものとして、いわゆる「地方改良運動」、その一環としての「神社合併」等が考えられる。²⁷

こうして、すでに1889（明治22）年2月11日の明治憲法制定以前に、祝祭日の体系がほぼ整ったといえるのである。

祝祭日の問題を考えるにあたり、学校教育との関連に触れておかなければならない。日本における近代教育制度の確立は、1872（明治5）年8月3日の学制公布に始まる。学制公布当初、学校建設などの費用負担のため各地で反対行動がとられたことはよく知られている。が、ともかく学制、教育令の確立にともない、明治憲法に明記された兵役、納税の義務と並んで、教育の義務が臣民の三大義務の一つに数えられていた。²⁸明治憲法公布の翌年、明治憲法の施行日である議會開会の時、1890（明治23）年11月29日の約1ヶ月前に、1890年10月30日に「教育に関する勅語」が發布されたが、この教育勅語は御真影と並んで、その後の学校教育の中での祝

祭日の儀式に組み込まれていったのである。「祝祭日の体系が整い、とくに学校教育の普及とともに、学校教育の場に天皇の祭祀に発する祝祭日が持ち込まれることによって、その国民に対する教育効果は、年とともに著大なものになった」のである。⁹⁹

この両者を結び付けることの制度化が、1891（明治24）年6月17日文部省令4号「小學校祝日大祭日儀式規程」であった。これは小学校令第15条「小學校ノ毎週教授時間ノ制限及祝日大祭日ノ儀式等ニ關シテハ文部大臣之ヲ定ス」に基づき、小学校における祝日大祭日の儀式に関する規程が定められたのである。⁹⁰ 明治23年10月7日「勅令第215號小學校令第15条ニ基キ小學校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ關スル規程ヲ設クルコト左ノ如シ」。以下、全文を掲げよう。

「小學校祝日大祭日儀式規程」

第1条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

1 學校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行ヒ且

兩陛下ノ萬歳ヲ奉祝ス

但未タ 御影ヲ拜戴セサル學校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

2 學校長若クハ教員、教育ニ關スル 勅語ヲ奉讀ス

3 學校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル 勅語ニ基キ 聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ 歷代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ敍シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ敍スル等其祝日大祭日ニ相應スル演説ヲ爲シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム

4 學校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合唱スル

第2条 孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭及秋季皇靈祭ノ日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ第1条第3款及第4款ノ儀式ヲ行フヘシ

第3条 1月1日ニ於テハ學校長、教員及生徒一同式場ニ參集シテ第1条第1款及第4款ノ儀式ヲ行フヘシ

第4条 第1条ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ學校長及教員、生徒ヲ率イテ體操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戲體操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第5条 市町村長其他學事ニ關係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ

第6条 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ參觀スルコトヲ得セシムヘシ

第7条 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上裨益アル繪書等ヲ與フルハ妨ナシ

第8条 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル次第等ハ府縣知事之ヲ規定スヘシ」

この規程によれば、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭における儀式は、両陛下の御影に最敬礼をし、万歳を奉祝し（第1条第1款）、教育勅語を奉讀し（同条第2款）、教育勅語に基づき聖意を誨告するか、または歷代天皇の盛徳、鴻業を話し、または祝日大祭日の由来を話し、祝日大祭日に相應する演説をし、「忠君愛國の志氣を涵養」するよう務め（同条第3款）、祝日大祭日に相應する唱歌を合唱する。孝明天皇祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭では、教育勅語に基づき聖意を誨告するか、または歷代天皇の盛徳、鴻業について話し、または

祝日大祭日の由来を話し、祝日大祭日に相応する演説をする儀式を行い、また正月にも両陛下の御影への最敬礼と万歳の奉祝、および唱歌を合唱すること（第3条）が定められ、執行されることになった。³¹

2年後の1893（明治26）年5月5日、文部省令第9号により、「儀式規程」の適用を原則として三大節に限る措置を行った。すなわち、

「明治24年文部省令第4号ニ規定シタル儀式ハ第1条ニ依リ紀元節天長節ニ於テ之ヲ行ヒ第3条ニ依リ1月1日ニ之ヲ行フ者トシ他ノ大祭日及祭日ニ於テハ各學校ノ任意タルヘシ」

と改定した。³² これは、「祝祭日の軽視を意味するものではな」く、儀式規程通りにすれば「頻繁にすぎて」、かえって「儀式本来の目的を失うおそれなしとしない」と考えられたことによるものである。³³

小学校生徒は、これらの祝祭日に際して、歴代天皇にまつわる話を聞かされ、「忠君愛國の志氣」を教えられ、また天皇皇后両陛下の「御影」に最敬礼をし、かつ教育勅語の「奉讀」に接し、唱歌を通じての祝祭日の意義を知らされることになったのである。この唱歌は、1893（明治26）年8月12日文部省告示第3号によって「選定」された。³⁴

1900年（明治33）年8月21日文部省令第14号小学校令施行規則第223条により、先の文部省令第4号（小學校祝日大祭日程）とその変更である文部省令第9号は明治34年4月1日から廃止され、小学校令施行規則第28条に式次第が規定された。いわく、

「紀元節天長節及1月1日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

- 1 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス
- 2 職員及兒童ハ
天皇陛下
皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
- 3 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
- 4 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
- 5 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複写シタル御影若クハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項第2號ノ式ヲ闕ク」

師範學校規程第43条、中学校令施行規則第25条、高等女學校令施行規則第26条、高等学校規程第27条でも三大節祝日に「祝賀式」を行わなければならないことになっていた。³⁵ しかし、これらの規則・規程には「式次第等を示して」いなかったので、「小學校令施行規則に定むる次第に準じて行はるべきであろう」³⁶とされていた。

これらの儀式を通して、「全国民に皇室祭祀の意義を普及徹底させる体制がつくられ」、浸透させることになったのである。³⁷ 「天皇中心の国体の教義を国民に徹底させ、民権思想の浸透を防ぐために」、政府は、「教育勅語」を發布し、「学校教育を通じて普及する構想」を実現したのである。³⁸

3. 皇室祭祀

前節でみたように、皇室祭祀の一部は、1873（明治6）年10月14日太政官布告344号により「休暇日」として太陽暦で公定された。これは、「明治維新直後から急速に整備拡充され」た「新定の祭祀」³⁹をも法制度上確立したことを意味する。ここでとりあげられた8の祝祭日の

他に、1870（明治3）年、神武天皇の命日の祭り「神武天皇祭」（旧暦3月11日）が新定され、1872（明治5）年、天孫降臨の祭り「元始祭」と神武天皇即位日の祭り「紀元節祭」が定められた。⁴⁰ これらは、「記紀神話にもとづく祭祀」である。もう一つの皇室祭祀は、「皇霊の祭祀」である。⁴¹ 1872（明治5）年、孝明天皇の命日の祭り先帝祭が、そして1878（明治11）年、春分日と秋分日に皇霊をまつる春季・秋季皇霊祭が新定された。⁴² その他の皇室祭祀を概観するためには、1908（明治41）年9月18日皇室祭祀令（皇室令第1号）をみるのが便利であろう。

皇室祭祀は、「天皇が掌る最高の国家祭祀である」。これは、「天皇じしんが親祭する『大祭』と、天皇の代理として宮中の神官である掌典が執行し天皇が拝礼する『小祭』とに分けられている」。⁴³ 大祭とは、皇室祭祀令第8条によれば、「大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率イテ親カラ祭典ヲ行フ」とあり、「天皇陛下が皇族及び文武百官僚を率ゐさせられ御親ら御祭典を執り行はせられるもの」である。⁴⁴ 小祭とは、同令第20条に「小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率イテ親ラ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ」とあり、「大祭に亞ぐお祭で、天皇陛下が皇族及官僚を率ゐさせられて御拜禮を遊ばすものであり、その御祭典は掌典長が行ふ」ものである。⁴⁵ 大祭と小祭との区別は、「御親祭と御親拜との軽重の区別」、換言すれば「御告文を奏せられるか、然らざるかの区別」にあるといわれる。⁴⁶

皇室祭祀令第9条には、「大祭及其ノ期日」が定められている。すなわち、元始祭（1月3日）、紀元節祭（2月11日）、春季皇霊祭（春分日）、春季神殿祭（春分日）、神武天皇祭（4月3日）、秋季皇霊祭（秋分日）、秋季神殿祭（秋分日）、神嘗祭（10月17日）、新嘗祭（11月23日より24日に亙ル）、先帝祭（毎年崩御日ニ相當スル日）、先帝以前三代ノ式年祭（崩御日ニ相當スル日）、先后ノ式年祭（崩御日ニ相當スル日）、皇妣タル皇后ノ式年祭（崩御日ニ相當スル日）、以上の13祭である。

小祭については、皇室祭祀令第21条に規定されている。すなわち、歳旦祭（1月1日）、祈年祭（2月17日）、賢所御神樂（12月中旬）、天長節祭（毎年天皇ノ誕生日ニ相當スル日）、先帝以前三代ノ例祭（毎年崩御日ニ相當スル日）、先后ノ例祭（毎年崩御日ニ相當スル日）、皇妣タル皇后ノ例祭（毎年崩御日ニ相當スル日）、綏靖天皇以下先帝以前4代ニ至ル歴代天皇の式年祭（崩御日ニ相當スル日）、以上8祭である。これらの小祭のうち、新定されたものが過半で、1872（明治5）年に制定された天皇誕生日の天長節祭、および皇霊の祭り4の例祭である。⁴⁷

村上重良氏が指摘するように、「このようにして近代の皇室祭祀では、古制の新嘗祭、神嘗祭に加えて、記紀神話の祭りと皇霊の祭りが、おびただしく新定され、国家神道の祭祀の原基として全神社の祭りを規定するとともに、皇室祭祀と皇室行事に基づく祝祭日の制定によって、国民生活に直接の影響を及ぼすことになった」といえよう。⁴⁸

4. その後の展開

1908（明治41）年から1910（明治43）年にかけての時期に、前節でみた皇室祭祀令をはじめとして、いくつかの皇室祭祀にかかわる皇室令が出された。すなわち、登極令（明治42年2月11日皇室令第1号）、摂政令（明治42年2月11日皇室令第2号）、立儲令（明治42年2月11日皇室令第3号）、成年式令（明治42年2月11日皇室令第4号）、親族令（明治43年3月3日皇室令第3号）等の皇室令である。これらの皇室令には、「皇室に於いて行はれる即位の大禮・大嘗祭・摂政御就任・立太子・御結婚・御誕生・御成年など臨時の重大な祭祀や朝儀」が定められている。⁴⁹

先に触れた「御一代一號」の改元の制に基づく改正をみてみよう。

1912（大正元）年9月4日勅令第19号には、明治天皇祭（7月30日）、天長節（8月31日）、天長節祝日（10月31日）の改正が行われた。⁵⁰ 明治時代の先帝祭である孝明天皇祭がなくなり、明治天皇祭に変わった。さらに、天長節祝日が別に設けられた。これは、大正天皇の誕生日が8月31日の「炎暑最も烈しい時に当たったので、当日の天長節の外に、別に二ヶ月後の10月31日を天長節祝日と定められ、この日を以て拜賀・宴會を行はせられた結果、祭日・祝日が一度増して11度になったのである」⁵¹。

昭和時代になってからは、天長節が4月29日で、「時は恰も陽春、天朗らかに氣穏やかなる季節に當るので、別個に祝日を設けらるゝの必要はなく、随って大正天皇御宇の天長節祝日を廢せられ、爲に1度を減じて10度となったが、昭和2年3月3日の勅令公布により、新たに明治節が加えられ」、敗戦までの間11の祭日（7）・祝日（4）が制定されたのである。1927年（昭和2）年3月3日勅令第25号がこれである。すなわち、元始祭（1月3日）、神武天皇祭（4月3日）、神嘗祭（10月17日）、大正天皇祭（12月25日）、春季皇靈祭（春分日）、秋季皇靈祭（秋分日）が祭日であり、祝日は、新年宴会（1月5日）、紀元節（2月11日）、天長節（4月29日）、明治節（11月3日）である。⁵²

以上のように、「この祭日・祝日は實に明治天皇の深い御思召に基くもので、既に明治元年に其の端緒を發し、明治6年に創定せられたのであり」、「明治・大正の御代を経て、昭和の現代に至るまで踏襲せられ、以て今日に及んでいる」といわれたのである。⁵³ ここでいわれる「今日」は、1933（昭和8）年ではあるが、後に言及するように、現在までもある連続性を持っているのである。

Ⅱ 休暇日および日曜日

前に述べたように、はじめて休暇日が制定されたのは、1873（明治6）年10月14日太政官布告344号であった。しかし、日曜日が当然に休暇日であったわけではない。もちろん、お雇い外国人教師を抱えていた初期の大学では、すでに1870（明治3）年に、日曜日を休業日と定めていたものがある。たとえば、大学南校の生徒心得には、「毎月休業 朔日 日曜日 但朔日日曜日に相当候へは11日休業之事」⁵⁴ また、同年閏10月大学南校の規則改正によれば、その第24条に

「1年中休日左ノ如シ

天長節

朔日 日曜日：外国教師雇入ヲ止ムル後ハ一六ヲ以テ休業トスヘシ

但朔日日曜日に当レハ別ニ11日ヲ休日トス

自6月21日至7月20日

自12月25日至正月10日

此外休日ハ臨時ニ揭示スヘシ」⁵⁵と規定されていた。

また、大学東校の規則改正第27条は、

「定式休日左ノ如シ

天長節 七節

毎月一六ノ日 外国教師在校中ハ日曜日朔日ヲ以テ休日トス

自6月21日至7月20日

自12月25日至正月10日

但病院ノ職務ハ一日モ休止スヘカラサルヲ以テ定式ニ拘ラス順ヲ以テ休暇ヲ賜フ」⁵⁶
となっていた。⁵⁷

1873（明治6）年3月2日文部省達第21号は、「小學教則」（明治5年9月8日文部省布達番外）中、日曜日のみ休業とあるのを改めて、毎週1、6の日を休暇として1週の課業を4日とし、また月末31日の休暇を廃止することを定めていた。⁵⁸ここでは、改暦前にすでに「日曜日」が考えられていたということができよう。

しかし、これらの例から、当時大学にあっては外国人教師が多く雇われていたため、日曜日をもって休日・休暇日としていたことが分かる。これは、まだ例外的なものであったということができよう。なぜなら、日本の官公署で日曜日が休暇日とされたのは、1876（明治9）年3月12日太政官達27号によってであるからである。すなわち、「従前1、6日休暇ノ処、4月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候条、此旨相達候事。但土曜日ハ正午12時ヨリ休暇タルヘキ事」による。⁵⁹「週」の採用もこの時からである。⁶⁰

ところで、ここにいうイチロクビ（1、6日）とは、「毎月1と6のつく日」で、「江戸時代以降この日は休日、稽古日、会合日、縁日などに当てられ」、「明治時代には、官公署の休日とされた」ものである。⁶¹これは、先の太政官達により廃止された。これによって江戸時代から続いた休日に大変化がもたらされることになった。すなわち、以前の休暇の日数は、「月に6回、年に72回の割となり、加ふるに5節句あり、大祭日あり、寒暑に長き休暇あり、その他種々の因縁ある休暇日があり」、総数約「百数十日」あり、しかも「其の頃の平年は350日」で、「實際執務の日数は僅百六七十日乃至二百日に過ぎ」なかった。⁶²改暦により、「休暇日は週1日、すなわち日曜日を以て之に充つることとなりしを以て72回の休暇は減じて52回となり、且つ朔望〔陰暦の1日と15日……手塚〕といい、五節句と云えるが如き旧来の休暇日は尽く之を廃し、其上1年は365日、乃至366日となり」、「別に閏月を置く」必要もなくなり、「政務処理の上に渋滞な（い）」だけでなく、「財政上もまた2、3年毎に平年の12分の1を増額して支出」という困難もなくなったので、陰陽両暦制を比較した結果、「其の利害損失は因より同日の談にあらざるなり」ということであった。⁶³

1881（明治14）年5月4日「府縣に對する文部省達第12號」の「小學校教則綱領」第7条では、「小學校ニ於テハ日曜日、夏季冬季休業日及大祭日、祝日等ヲ除クノ外授業スヘキモノトス」と定めた。⁶⁴これは、「祝祭日に関する規程が教育法令上最初に出現する」ものといわれている。⁶⁵

同様に、1900（明治33）年8月21日文部省令14号「小學校令施行規則」第27条でも、「小學校の休業日」として「祝日、大祭日」（第1項第1号）および「日曜日」（同項第2号）を掲げている。⁶⁶そして、「儀式規程」（1891年）の三大節に限っての儀式様式規定（1893年）が、前にみたとおり、同令第28条に掲げられたのである。⁶⁷

1913（大正2）年7月25日文部省令第21号により、「天長節」に変わり、「天長節祭」が設けられた。これは、各学校における祝賀式に関するものである。「天長節は8月31日であるが炎暑の候で儀式を行はるるには不便が多いので、別に10月31日を以て天長節祝日と定められ、宮中に於ける御儀式も其日を以て行はるることとなったので、各学校における祝賀式も天長節祝日を以て行ふべきものとした」といわれる。⁶⁸

そして1927（昭和2）年勅令第25号により、「明治節」が新定され、それにともない、明治節の前日、1927（昭和2）年11月2日文部省令第20号により小学校令施行規則中に改正が行われ、「第28條中『天長節祝日及1月1日』ヲ『天長節、明治節及1月1日』ニ改ム」となり、「公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」ることになった。⁶⁹ 同日、同じく高等学校規程および中学校令施行規則の改正が行われた。⁷⁰ こうしていわゆる四大節、新年節（四方拝、歳旦祭）（1月1日）、紀元節（2月11日）、天長節（4月29日）および明治節（11月3日）が確定したのである。これらが、祝日として、また皇室の大祭が行われる元始祭（1月3日）、新年宴会（1月5日）、春季皇霊祭（春分日）、神武天皇祭（4月3日）、秋季皇霊祭（秋分日）、神嘗祭（10月17日）、新嘗祭（11月23日）、先帝祭（12月25日）の8つがあって、年中合計12日が祝祭日とされていた。⁷¹ ただし、勅令中には、新年節はないが、それは、1874（明治6）年1月7日太政官布告2号の「休暇日」（1月1日より3日）に規定されていたことによるのであろう。⁷² 1月1日が「儀式規程」に規定され、四大節に入れられているのもこのことによるとかながえてよいであろう。

Ⅲ 日本国憲法下の「国民の祝日」

前章に見てきた国家の祝祭日の制度は、1945年12月25日のいわゆる「神道指令」と、日本国憲法第20条および第89条の規定による政教分離原則の下で、神道との関係を考慮しながら制定されなければならなかった。しかし、後にみるように、名称を変えた形での戦前との連続性が指摘できるのである。とりわけ、昭和天皇代替わりにともない、天皇誕生日が新たに「みどりの日」と改称され、祝日として存続したことに、その典型例をみることができよう。⁷³

さらに、この代替わりに関連して、大喪の礼⁷⁴、即位の礼の行われる日を休日とする法律⁷⁵が制定され、また1993（平成5）年6月9日の皇太子の結婚の儀の行われる日を休日とする法律⁷⁶が制定されたのも、この関連で考えなければならないであろう。

1994年現在における国民の祝日に関する法律の状況をみておこう（括弧内は1927（昭和2）年勅令第25号の祝祭日等）。

2月11日	建国記念の日	（紀元節）
春分日（3月21日）	春分の日	（春季皇霊祭）
4月29日	みどりの日	（先帝祭：天長節：昭和天皇誕生日）
秋分日（9月23日）	秋分の日	（秋季皇霊祭）
11月3日	文化の日	（明治節：明治天皇天長節）
11月23日	勤労感謝の日	（新嘗祭）
12月23日	天皇誕生日	（天長節）

これら7の祝日が、明治憲法下での祝祭日と連続性をもつものである。これらの「宮中祭祀は戦後も名称を変えて国民の祝日として残された」ものである。⁷⁷ さらに、皇室祭祀令との関連では、四大節のひとつ「1月1日 元旦（四方拝、歳旦祭）」⁷⁸ もこれに加えることができよう。これらを「近代天皇制下の祝祭日の復活」⁷⁹ とみることもできる。

その他の祝日は、1月15日 成人の日、5月3日 憲法記念日、5月5日 こどもの日（五節の端午の節句）、9月15日 敬老の日、10月10日 体育の日の5の祝日である。

ところで、「国民の祝日に関する法律」の制定、改正の経過をみておくことにしよう。1948

(昭和23)年7月20日法律第178号「国民の祝日に関する法律」では、連続性は否定できないものの、「祝日の意味づけは根本的に変化した」といわれている。⁸⁰ すなわち、その第1条によれば、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるため」のものになったのである。そして祝日は「国民挙って祝い、感謝し、又は記念する日」とされた。第2条で「国民の祝日」として、元日（1月1日）、成人の日（1月15日）、春分の日（春分日）、天皇誕生日（4月29日）、憲法記念日（5月3日）、こどもの日（5月5日）、秋分の日（秋分日）、文化の日（11月3日）、勤労感謝の日（11月23日）の9の祝日が規定された。第3条で、『国民の祝日』は、休日とする。」とされた。衆議院文化委員長の報告文「国民の祝日に関する法律」案の提案理由並びに法律の趣旨説明によれば、国民の祝日の「選定の標準は第一には新憲法の趣旨に添うべきこと、第二は国民大衆を挙げて容易に納得し参加しうべきものということに在ったので、国家神道的な色彩は勿論全然払拭されている」とする。さらにこれらの祝日以外に、「国始の日と平和の日を設けること」が委員会全員一致で決定されていたということが言及されている。そして「国始の日」に関しては、「紀元節乃至建国の日の存置」は「国民大衆の最も熱望していたところであつたが、「日付について確定案を得ず、遂に留保するの已むなきに至ったことは、実に遺憾の極みであり、同胞諸君に対しても洵に申し訳ない」とまで述べている。⁸¹ さらに、「休日」に関しては、「この休日とは、所謂一般の休日の意味であるので、これ以外の休日を決して排除するものではない」としている。日曜日、土曜日の午後、盆や彼岸、民法第142条、手形法第72条、87条、小切手法第60条、75条など「或る社会、階級、地方の全般を通じて業務を休み、取引を為さない日」が休日として残るのであり、また労働者の「就業制限の一方法として毎週少なくとも一回休む日も労働基準法の休日となり、「年末年始にかけての所謂官庁の休暇日なども」残るものとされている。⁸²

最初の改正は、制定当初より問題とされていた、「建国記念日を加える祝日法の改正案」であった。すでに、1951（昭和26）年3月9日参議院予算委員会において、吉田首相は、紀元節の復活を発言している。⁸³ 1957（昭和32）年5月15日衆議院で原案を可決したが、参議院文教委員会に付託されたものの、会期不足、審議未了で廃案となった。⁸⁴ 第2回目の法案提出は自民党議員提出法案として、同年12月26日になされたが、これも国会解散による審議未了に終わった。⁸⁵ 1961（昭和36）年5月9日に三度目の改正法案提出がなされ、ここでは、自民党の国民の祝日に関する調査会による「祝日三倍法案構想」も問題となったが、ここでも審議未了となり、衆議院で継続審議が決定された。⁸⁶ その後も継続審査、審議未了が繰り返された。そして1965（昭和40）年3月26日、祝日法案は閣議決定され、政府提案となったが、これも審議未了に終わった。⁸⁷ この法案は、建国記念日（2月11日）、敬老の日（9月15日）、体育の日（10月10日）を加えるものであった。そして、1966（昭和41）年6月25日祝日法改正が成立したが、「建国記念の日」を「政令で定める日」とし、この政令は「公布の日から6月以内に制定するもの」とされ、建国審議会の答申を経て、1966（昭和41）年12月9日政令第376号により、2月11日と定められた。⁸⁸

第2の改正は、1972（昭和48）年4月12日法律第10号による「翌日休日制（いわゆる『ふりかえ休日』）」に関する改正である。第3条第2項にいわく、『国民の祝日』が日曜日にあたるときは、その翌日を休日とする。」この改正の背景には、「エコノミック・アニマル」という日本人に対する国際世論の批判を「軽減しようとする反省」および「休日を増やすことに対する

国民の要望にこたえ」るとともに、「国民福祉の向上に役立てる」ことがあった。⁸⁸

第3の改正は、1985（昭和60）年12月27日法律第103号で、「その前日及び翌日が国民の祝日である日（5月4日）を休日とする」ものである（第3条第3項）。実質的には、「現時点においては、5月4日（日曜日及びいわゆるふりかえ休日にあたる日を除く）を祝日法上の休日とすること」である。⁸⁹ これは、「労働者福祉」や「貿易摩擦解消」の視点から「休日を増やし、労働時間を短縮すること」が「時代のすう勢」であり、「避けて通れない課題となっている」という認識を背景とするものである。また、現実にも、ゴールデン・ウィークにおける「谷間出勤の非効率性」を考慮して、「三連休を実施する企業が年々増加する傾向」があることから、「家族そろってゆとりある生活を楽しみ、明日への英気を養うため、連続して休暇を取ることは、国民の願望でもある」ことを法改正の意義とするものである。

最後に、第4の改正は、前述した天皇の代替わりに関連するものである。1989（平成元）年2月17日法律第5号で「第2条天皇誕生日の項」を「みどりの日 4月29日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。」と改めると同時に、「第2条勤労感謝の日の項の次に」「天皇誕生日 12月23日 天皇の誕生日を祝う。」と加えたものである。

おわりに

わが国の祝祭日の制度を振り返ってみて、祭日、祝日の設定などが近代天皇制の確立過程と密接に結び付いていること、儀式における天皇制の確認強化の過程、国家神道および宮中祭祀の一体化による国民教化の歴史をとらえることができた。日本国憲法下においても、天皇制と祝日との強い結び付きが改めて明らかになったといえよう。

明治期において、「天皇は国民に知られなければならなかったし、国民によって一般的に承認されなければならなかった」状況から、天皇の巡幸は繰り返されたし、また「国家祝祭日の制度」も「天皇を世間一般に広めることの措置の一つ」であったということができよう。国家祝祭日の制度は、「皇室または天皇と結び付けられていた」からである。⁹¹

ドイツのヴァイマル憲法には、2箇所「日曜日」が規定されていた。一つは、第22条第1項第2文「選挙の期日は、日曜日または公の休日でなければならない」であり、他は第139条「日曜日および国が承認した祭日は、労働を休む日および精神的な向上の日として、法律上保護される」という規定である。⁹² 日曜日および祝祭日の憲法上の保障がどのような意味を持つのか、その宗教との関連性の問題など改めて考えることとしたい。

本稿で述べたことは、これまで多くの人びとが既に論じてきたところである。が、信仰の自由の問題、政教分離の問題を考える過程で生じた論点であり、不十分ながら一応のまとめをししておくことにした。これからの課題として、論究しなければならない論点は多く残されたままである。

註

1. Rudolf Smend, Verfassung und Verfassungsrecht, 1928, in : Staatsrechtliche Abhandlungen, 2. Aufl., 1968, S. 162f.
2. 鈴木正行『皇室制度－明治から戦後まで－』岩波書店、1993年、5頁。
3. 行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法91）：改正（平成4年法28）、裁判所の休日に関する法律（昭和63年12月13日法93）：改正（平成4年法30）、国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和63年12月27日法105）：改正（平成4年4月2日法27）、地方自治法4条の2（昭和63年法94）：改正（平成4年4月2日法29）など。改正前の休日は「並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日」となっていたのを、「及び土曜日」と改正したものである。1992（平成4）年5月1日から施行された。
4. 1992（平成4）年3月23日文部省令第4号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、第47条第1項に第3号「毎月の第2土曜日」を加え、1992年9月1日から施行された。同規則第55条（中学校）、第77条（高等学校）で第47条を準用すると規定されている。なお、学校教育法施行規則の一部を改正する文部省令第46号（1994年11月24日）により、1995年4月1日から、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、毎月の第2土曜日に加えて第4土曜日が休業日とされることになった。
5. 「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律」（平成元年2月17日法4）、「即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成2年6月1日法24）、「皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律」（平成5年4月30日法32）。
6. 村上重良『天皇の祭祀』岩波書店、1977年、121頁以下参照：「一世一元制の採用は、直接的には、数年ごとの度重なる改元がもたらす行政上、生活上の不便をなくすという、元号制の合理化のために行われた一面」と同時に「新たに政治支配者となった天皇と元号との一体化を意味した」といえよう。なお天長節については、同『天皇制国家と宗教』日本評論社、1986年、122頁参照。「御一代一號＝被定候」と布告され、詔勅において「自今以後革易舊制一世一元以爲永式主者施行」と宣言された。司法省編纂・長尾景弼増訂『現行類聚法規第壹巻』博聞社、1882年、100頁。
7. 村上・前掲（1986年）、119頁。そして、「第1回の即位日に先立って、1873（明治6）年1月22日、太政官は、『来る29日、神武天皇御即位相当に付、御祭典済み後、宴会行わせられ候事』と布告し、新年宴会とならんで当日、宮中で祝宴を開くこととした」。
8. 八束清貫『祭日祝日謹話』内外書籍、1933年、8頁以下。
9. 前同、8頁。
10. 能田忠亮『暦』至文堂、1957年、158頁以下：「改正採用された太陽暦は、いうまでもなく当時西洋で通行のグレゴリオ暦に準拠した筈のものであったが、その閏法から観れば、全くユリウス暦である。ユリウス暦だと明治33年（1900）は閏年の順序であるが、グレゴリオ暦では、この年は、平年であるべきであるので、明治31年5月10日更に勅令を発して閏年に関する規定を示されて、ここに全くグレゴリオ暦と同じになったのである。」その勅令は「神武天皇即位紀元数ノ四ヲ以テ整除シ得ベキ年ヲ閏年トス但シ紀元数ヨリ六百六十ヲ減ジテ百ヲ以テ整除シ得ベキモノノ中更ニ四ヲ以テ其数ヲ整除シ得ザル年ハ平年トス」と定め、「グレゴリオ暦では四百年間に3閏日を省くので、この規定に拠るために」布告されたのである。
11. 能田、前掲書、157頁以下。内田正男編著『日本暦日原典』雄山閣、1975年、545頁：「明治6年は旧暦によれば閏月があり、前年より官吏の月給制を採用した政府にとって、13か月の月給を支払うことは財政的に見て大問題であったわけである。この改暦により明治5年12月は2日で打ち切られた。この2日について、明治5年11月23日の布告で、『今般御改暦ニ付テハ来ル12月朔日、2日ノ両日今11月30日、31日ト被定候条此旨相達候事』とされたのも、政府の12月分の月給打ち切りの大義名分であったかも知れない。しかしこの布告は翌24日、『第359号御布告御詮議ノ次第有之御取消相成候条此旨相達候事』と取り消されている。」
12. 内田正男『暦と日本人（新装版）』有山閣出版、1992年、180頁以下。E.H.ノーマン著（大窪愚二訳）

『日本における近代国家の成立』岩波書店、1993年、122頁では、「新暦法が憤激の種になったのは、それにつけこんで高利貸が勘定をごまかしはしまいかという至極もっともな心配からであった」としている。

13. 能田、前掲書、132頁。
14. 五節句について触れておくと、「人日：正月7日七草節句、上巳：3月3日桃の節句、端午：5月5日菖蒲の節句、七夕：7月7日七夕節句、重陽：9月9日菊の節句」である。八束、前掲書、9頁参照。
15. 内田、前掲書、195頁。1985年12月21日法律第97号「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部を改正する法律」により、第14条の2が追加され、「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下『年末年始の休日』という。）」は「正規の勤務時間においても勤務することを要しない」とされた。さらに、前注3.の諸法律に加えて、1994年6月15日法律第33号「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が同年9月1日から施行され、同法第14条に旧給与法の上記規定が移植された。高原剛「勤務時間法」『時の法令』1487号、1994年、6頁以下。
16. 司法省編纂、前掲書、11頁上欄。105頁。紀元節2月11日に関する疑義については、村上、前掲書（1986年）、119頁以下によれば、「日付が問題とな」り、「旧暦元日とすれば、毎年、紀元節が動くうえ、天保暦である旧暦によることは、神武天皇即位を歴史上の事実とする建前から、不自然すぎる」ために、文部省天文局に紀元節の日付の推定を命じ、確定された。この日付は、「神武天皇当時の暦を太陽暦に換算したものとされた」が、当時用いられた中国暦は「明治初年も現在も明らかでなく、「したがって、もともと無意味なこの換算は、学問的にも不可能であり、正月1日を『2月11日』とすることは、まったく根拠がないことになる。同じ神武天皇について、命日の3月11日が太陽暦4月3日と換算されている一事をみても、天文局の推定が根拠のある計算ではないことが明らかである」とされる。村上氏の推定によれば、「国の始源を祝う日であることから、第1回の1月29日に近い『1』の付く日が適当とされ、2月1日、2月11日あたりが候補にのぼったであろう。たまたま、1月30日（旧12月25日）は天皇親祭の先帝祭（孝明天皇祭）であり、2月1日では、親祭の紀元節祭を行うには接近しすぎるので、10日ずらして、『1』が並ぶ2月11日に落着いた、というのが真相かもしれない」とされる。
17. 安丸良夫・宮地正人校注『国家と宗教・日本近代思想大系5』岩波書店、1988年、457頁。孝明天皇祭については、すでに1868（明治元）年12月25日の三回忌に、明治天皇は、「東京からとくに京都に還幸し、はじめて神道式の追祭を営んで、皇室祭祀の神仏分離の第一歩とした」といわれ、1872（明治5）年1月30日、「宮中で最初の孝明天皇祭が、皇霊殿において明治天皇の親祭で行われた。」その詳細について、村上、前掲書（1977年）、92頁以下参照。
18. 八束、前掲書、10頁。
19. 安丸他、前掲書、474頁。
20. 村上、前掲書（1986年）、122頁。
21. 司法省編纂、前掲書、18頁上欄。村上、前掲書（1986年）、110頁：「神嘗祭の祭日は、外宮が9月16日、内宮が17日で、皇室祭祀にとりいれられた神嘗祭は、内宮の祭日に行われていたが、改暦を経て1879（明治12）年にいたり、1ヶ月ずらして10月17日に改め」たといわれる。
22. 八束、前掲書、10頁。
23. 村上、前掲書（1986年）、107頁以下。
24. 後述。6頁参照。
25. 有泉貞夫「明治国家と祝祭日」『歴史学研究』341号、1968年、61頁。
26. 前同、68頁。
27. 前同、66頁以下。
28. 法学協会編『註解日本国憲法上巻（2）』有斐閣、1953年、496頁：「尤も、教育は兵役、納税と並んで國民の三大義務の一つと説かれるのが一般であったが、それは憲法で定められたものではなかった。明治12年、13年に教育令が施行されて、児童を1年につき4ヶ月以上就学させる責任が父母および後見人に課されたが、これは未だ義務として意識されたものでなく義務教育という觀念からは遠いものである。明治19年の小學校令によって學齡児童が尋常小學校の課程を終えるまでの義務教育が定められ、明

- 治23年の小學校令によってこの義務教育は公立小學校で行うのが原則であるとされ、近代的な意味での義務教育がここに制度上完成され、又その就学率も世界の水準をぬくほどの効果をあげて来た。その義務年限は8年に延長される予定になっていたが、戦争のため実現をみず、6年という年限が終戦まで維持されていた。」
29. 村上、前掲書（1977年）、126頁。
 30. 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史第3巻』龍吟社、1938年、58、88頁。
 31. 第8条による式次第については、例えば三重県の場合、1892年3月「小學校祝日大祭日儀式次第」（県令第32号）を定めている。三重県総合教育センター編『三重県教育史第1巻』三重県教育委員会、1980年、731頁以下。
 32. 教育史編纂会編、前掲書、第3巻、140頁。
 33. 佐藤秀夫「わが国小學校における祝日大祭日儀式の形成過程」『教育学研究』第30巻第3号、1963年、50頁。
 34. 唱歌については、八束、前掲書、233頁以下に、君が代、勅語奉答、1月1日、元始祭、紀元節、神嘗祭、天長節、新嘗祭、明治節の歌詞と音譜がある。この唱歌が、「主として尊皇愛国の志気を振起するに足るべきもの」とされていたことからいえる。明治24年10月8日文部省訓令第2号「祝日大祭日ノ小學校唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ノ件」教育史編纂会編、前掲書、90頁。
 35. 八束、前掲書、223頁以下。中学校以上の学校については、昭和2年の勅令以後、「紀元節天長節明治節及1月1日ニハ職員及生徒學校に參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」と定められたが、この時期の中學校令施行規則（明治34年3月5日文部省令3号）によれば、第19条に「紀元節、天長節及1月1日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」とされていた。明治34年3月12日文部省令4号「高等女學校施行規則」第23条は、中学校令施行規則第19条を準用している。
 36. 八束、前掲書、222頁。
 37. 村上、前掲書（1986年）、123頁。
 38. 前同、130頁。前同、107頁。多木浩二『天皇の肖像』岩波書店、1988年によれば、エドアルド・キョッソーネ作の肖像画を複写した「御真影」（明治21年）の下付は、大日本帝国憲法の制定、教育勅語の発布のころから、「末端の小學校にまでおよび、それぞれの学校では祝祭日に『御真影』の礼拝と教育勅語の奉読が組みあわされた儀式が演じられるようになり、「視覚的イメージと言語的メッセージが一組になって、臣民教育の見事な装置をつくった」（i頁以下）のである。御真影の下付のシステムと礼拝儀礼の形成による「聖性」の創造については、第6章「民衆と『御真影』」、199頁以下参照。
 39. 村上、前掲書（1977年）、68頁。
 40. 村上、前掲書（1986年）、111頁。同、前掲書（1977年）、83頁：「第一回の神武天皇即位日の祝祭ののち、同年〔1873年…手塚〕太政官は、『神武天皇即位日、紀元節と称へられ候事』と布告し、これにともない祭典の名称も紀元節祭となった。」
 41. 村上、前掲書（1977年）、75頁。
 42. 村上、前掲書（1986年）、112頁。
 43. 前同、107頁。
 44. 八束、前掲書、34頁。
 45. 前同。
 46. 前同。
 47. 村上、前掲書（1986年）、112頁。
 48. 前同、113頁。
 49. 八束、前掲書、37頁。
 50. 官報第51号（昭和2年3月4日）、93頁。
 51. 八束、前掲書、10頁。
 52. 前同、6頁。官報第51号（昭和2年3月4日）、93頁。
 53. 八束、前掲書、7頁。

54. 教育史編纂会編修、前掲書、第1巻、152頁。
55. 前同、170頁。
56. 前同、178頁。
57. 前同、187頁。
58. 前同、420頁。「小學教則中日曜日ヲ以テ休業ノ儀記載候処今般改正一六ノ日ヲ以テ休暇ト相定候條此旨相達候也 但月末31日休暇無之事」。
59. 司法省編纂、前掲書、19頁。なお、日曜日に関する判例として、キリスト教徒日曜日訴訟（東京地裁昭61年3月20日判決）、『判例時報』1185号、71頁以下参照。
60. 渡邊敏夫『暦の話』増進堂、1944年、205頁。内田正男「週」『世界宗教大事典』平凡社、1991年、860頁：「日本で週日制が官庁で採用されたのは1876年4月からである。」
61. 『大日本国語大辞典』小学館、第1巻、1979年、870頁。
62. 内田、前掲書、193頁。
63. 内田、前掲書、194頁以下。なお、本文で述べたように、1、6日の休暇の廃止により月に2日分休暇日が減ずるが、土曜日半ドンの定めにより、結果的には26日間休暇ということになり、合計78日間の休暇日となる。これに年末年始の休暇日加わるのである。
64. 教育史編纂会編修、前掲書、第2巻、253頁。
65. 佐藤、前掲論文、44頁。
66. 教育史編纂会編修、前掲書、第4巻、68頁。1901（明治34）年3月5日文部省令第3號「中學校令施行規則」第19条には、「紀元節、天長節及1月1日ハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ儀式ヲ行フヘシ」とのみ規定し、1901（明治34）年3月22日文部省令第4號「高等女學校令施行規則」第23条ではそれを「準用」としている。
67. 前出、5頁。
68. 教育史編纂会編修、前掲書、第5巻（1939年）、83頁：「小學校令施行規則第28條、中學校令施行規則第19條、高等女學校令施行規則第26條及師範學校規程第43條中『天長節』ヲ『天長節祝日』ニ改ム」。武田秀章「天長節」国學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、1994年、229頁では、「この日は夏休み中につき代日10月31日を設定」としている。
69. 教育史編纂会編修、前掲書、第7巻（1939年）、76頁以下：「大正時代の天長節は炎暑の候たる8月31日であったから特に天長節祝日を設けられたが、昭和時代の天長節は4月29日となったので別に天長節祝日を設けられざることとなり、又今回新に祝日として明治節が設けらるることとなったので右の改正を見るに至ったのである。」
70. 前同、192頁以下。
71. 萩原龍夫「祝祭日」『世界大宗教事典』平凡社、1991年、897頁：「神武天皇祭（4月20日）」とあるのは、間違いである。
72. 八束、前掲書、154頁以下。1月1日・2日について、『『新年』とは新年朝賀（拜賀・参賀の總称）と新年宴會との二つから成立する』ものである。「而して新年朝賀は1日と2日とに跨って居り、新年宴會は1月5日に行はれるのであるから、所謂『新年』は1日から5日に跨っていると考へて宜しい譯である。然るに明治5年から新年宴會は1月5日と決まった。これは恐らく2日には賀正、3日には元始祭、4日には政始といふ大きな祭儀が引き續き行はれた爲であらう。」「この祭日及祝日に關する勅令は『左ノ祭日及祝日ヲ休日トス』と前書きされているのであって、實は『休日』を規定したものであるが、この『休日』の外に、別に『休暇日』が明治6年に定められており、「1月1日・2日は、明治6年以後、既に休暇日になっている」ので、「その後には『休日』を規定した祭日及び祝日に関する勅令中に出ていないと一應解すべきである。然し朝賀が宴會と共に、祝日であることは云ふまでもない。なほ仔細に考えると、1月3日は既に右の明治6年の太政官布告で休暇日なるに拘らず、なほ休日に關する勅令中『元始祭1月3日』と擧げてある以上は、朝賀も同じ筆法で同勅令中に『朝賀1月1日・2日』と擧げられるべきである」（八束、前掲書、157頁以下）といわれる。
73. 1989年（平成元）年2月17日法律第24号「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」：「第2条

- 天皇誕生日の項を次のように改める。みどりの日 4月29日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。」同法律では、さらに「天皇誕生日 12月23日 天皇の誕生日を祝う。」と改正した。この「昭和天皇誕生日がみどりの日として存続したこと（かつて明治節が設けられたことと趣旨を同じくするともいえる）」は、「戦前のあり方とまったく断絶したとはいきれないのである。」鈴木、前掲書、6頁。
74. 1989（平成元）年2月17日法律第4号「昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律」：「昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、休日とする。」1989（平成元）年1月8日内閣告示第1号第2項「大喪の礼を行う期日は平成元年2月24日とし、場所は新宿御苑とする。」
75. 1990（平成2）年6月1日法律第24号「即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」：「平成2年において即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。」1990（平成2）年1月23日内閣告示第1号第2項「即位礼正殿の儀は、平成2年11月12日、宮中において行う。」
76. 1993（平成5）年4月30日法律第32号「皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律」：「皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日は、休日とする。」1993（平成5）年4月20日宮内庁告示第4号「皇太子徳仁親王殿下の結婚式における結婚の儀、朝見の儀及び宮中饗宴の儀は、それぞれ次の日に行われる。結婚の儀 平成5年6月9日。」
77. 高橋紘『天皇家の仕事』共同通信社、1993年、145頁。
78. 四方拝、歳旦祭については、村上、前掲書（1977年）、95頁以下参照。
79. 村上、前掲書（1977年）、209頁以下。
80. 鈴木、前掲書、5頁。
81. 受田新吉『日本の新しい祝日』日本教職員組合出版部、1948年、5頁。議論はされたが、不採用となったものには、本文で挙げたもののほか、婦人の日、明治節、お盆、メーデー、クリスマス、8月15日などがあつた。佐々木惣吉編『国民の祝日』日本教育会岩手県支部、1986年、7頁以下参照。
82. 受田、前掲書、6頁。
83. 佐々木、前掲書、33頁。
84. 前同、34頁。2月11日を建国記念日とする改正法律案の国会提出は、1957（昭和32）年2月13日に自民党によってなされた。
85. 前同、34頁以下。
86. 前同、36頁以下。祝日三倍法案構想とは、「1. 毎月1日を国民の祝日とする。2. 9祝日に次の6祝日を加える。建国記念日（2月11日）、としよりの日（6月10日）、お盆の日（7月15日）、平和の日（8月15日）、体育の日（10月の第1土曜日）、国際親善の日（12月18日）。3. 祝日が日曜日と重なる場合には、その翌日を休日とする。」というものであつた。自民党の提出議案は、建国記念日（2月11日）、お盆の日（7月15日）、体育の日（10月の第1土曜日）の新設、祝日が日曜日のときには翌日を休日とすること、祝日には国旗を掲げることを内容とするものであつた。
87. 前同、39頁以下。
88. 前同、41頁以下。
89. 前同、53頁以下。
90. 藤田不二男「前日及び翌日が国民の祝日である日を休日に」『時の法令』1278号、1986年、15頁。
91. Ernst Lokowandt, Das japanische Kaisertum – religiöse Fundierung und politische Realität –, OAG aktuell Nr. 35, 1989, S. 12. 巡幸と御真影の関係については、多木、前掲書、75頁以下参照。
92. 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』信山社、1994年、115、140頁。